

## 簡易専用水道設置届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

届出者住所  
(連絡先電話番号)  
(連絡先メールアドレス) @ (※)  
届出者氏名 (※)法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者の氏名  
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)  
からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

簡易専用水道を設置し、使用開始したので届け出ます。

## 建築物の概要

名称			
所在地	千葉市 区	【TEL】	
設置者 (所有者等)	【氏名】	【住所】	【TEL】
管理者 (管理の実務 を行う者)	1 管理担当部署又は管理委託会社等	【TEL】	【所在地】
	2 建築物所在地における管理組合担当者又は管理人等	【TEL】	【氏名】
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他( )		
建築規模	延床面積 $m^2$ ・地上 階・地下 階・棟・総戸数 戸		
竣工年月	年 月	特定建築物	該当・非該当

## 水道施設の概要

水源	千葉県水道事業・千葉市水道事業・その他( )				
受水槽	設置方法	屋外・屋内	設置基数 基	設置方式	地上式・その他( )
	材質	FRP・鉄筋コンクリート・鋼板・その他( )			
	有効容量	$m^3$ (縦 $m$ × 横 $m$ × 有効水深 $m$ )			
高置水槽	設置場所	屋外・屋内	設置基数	基	
	容量 (合計)	$m^3$	材質	FRP・鉄筋コンクリート 鋼板・その他( )	
用途	生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他( )				
主要配管材質	塩ビライニング鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩化ビニル管・その他( )				
使用状況	水量 $m^3$ /日	使用人数 人/日	滅菌装置の有無	有・無	

## 特記事項

--

## 簡易専用水道変更届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

届出者住所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

届出者氏名 (※)

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

簡易専用水道の変更について、下記のとおり届け出ます。

### 記

1 施設名称

2 施設所在地 千葉市 区

3 変更年月日 年 月 日

4 変更事項

変更後

変更前

## 簡易専用水道廃止届

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

届出者住所

(連絡先電話番号)

(連絡先メールアドレス) @

届出者氏名 (※)

法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

簡易専用水道を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

### 記

1 施設名称

2 施設所在地 千葉市 区

3 廃止年月日 年 月 日

4 廃止理由

様

千葉市保健所長

簡易専用水道の管理について（通知）

貴職が設置又は管理している水道施設

【名 称： 〃】

【所在地： 〃】

は、水道法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道に該当することを確認したので通知します。

なお、簡易専用水道の維持管理については、同法第 3 4 条の 2 の規定により下記のことが設置者の責務として定められています。

つきましては、同封の「簡易専用水道の管理のてびき」を参照のうえ、適正に維持管理するようお願いします。

記

- 1 管理状況について、毎年 1 回以上定期的に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けること。
- 2 水槽の清掃を毎年 1 回以上定期的に実施すること。
- 3 水槽の点検等を実施し、清潔を保持すること。
- 4 水質に異常を感じたときは、必要な水質検査を実施すること。
- 5 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、関係者へ飲用等が危険である旨を周知徹底すること。

(別記)

## 簡易専用水道の確定基準

### 1 水源

水道事業から供給を受ける水のみを水源とするものに限定され、井戸水等他の水源を専用又は混合使用するものは除かれるものであること。

### 2 規制の対象を確定するための水槽

#### (1) 用途及び範囲

ア 水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるもののみをいい、通常受水槽といわれるものに限定されるものであること。

イ 消防用設備等として設置され全く飲用に供されることのないもの及び船舶・航空機等に設置されるものは除かれるものであること。

ウ 水圧を調整するために設けられるいわゆる「副受水槽」及び受水槽から揚水した水を一時貯留し、自然流下により給水するために設けられる「高置水槽」は除かれるものであること。

#### (2) 有効容量

ア 有効容量とは、水槽において適正に利用可能な容量をいい、最高水位（ボールタップ等により定められる上限の水位）及び最低水位（揚水管吸込部から管径の1.5倍上部の水位）の間に貯留される量をいうものであること。

イ 受水槽が複数あり、直接又は末端給水管等で接続がある場合は全体を一の水道施設とし、各水槽の有効容量の合計として算定するものであること。